

久喜市物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱（令和6年久喜市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住民税が非課税の世帯」を「住民税が非課税の世帯等」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

（支給対象者等）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において久喜市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかの要件に該当する世帯の世帯主とする。

- （1） 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）均等割（以下「住民税均等割」という。）が課されていない者のみで構成される世帯
- （2） 久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の規定により令和5年度分の市民税が免除されている者のみで構成される世帯
- （3） 地方税法の規定による令和5年度分の住民税均等割のみが課されている者及び住民税均等割が課されていない者のみで構成される世帯

第3条を次のように改める。

（給付金等の額）

第3条 給付金の額は、次の各号に定める額とする。

- （1） 前条第1項第1号及び同項第2号に規定する世帯 一世帯当たり7万円
 - （2） 前条第1項第3号に規定する世帯 一世帯当たり10万円
- 2 前条に規定する支給対象世帯に基準日において18歳以下の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童をいう。以下「18歳以下の児童」

という。)がある場合、当該児童1人当たり5万円を加算して給付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する支給対象世帯に基準日以降に出生した新生児(以下「支給対象新生児」という。)がある場合又は当該支給対象世帯の世帯主に扶養されている当該支給対象世帯以外の世帯に属する18歳以下の児童がある場合、当該児童1人当たり5万円を加算して給付するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、前条に規定する支給対象世帯に住民票の異動を伴わない施設入所をしている18歳以下の児童又は支給対象新生児がある場合は、前2項に規定する5万円の加算給付は、行わないものとする。

第5条第1項中「第2条第1項から第6項に掲げる者であって、」を「第2条第1項第1号及び同項第2号に掲げる者並びに同条第2項から第6項に掲げる者のうち、第2条第1項第1号及び同項第2号にかかる」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項、第3項、第5項及び第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項の次に次の4項を加える。

4 市長は、第2条第3号に掲げる世帯の世帯主に対して、物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)支給要件確認書(様式第4号。以下「住民税均等割のみ課税世帯分支給要件確認書」という。)を送付するものとする。

5 第3条第1項第2号に規定する給付金を受けようとする支給対象者は、住民税均等割のみ課税世帯分支給要件確認書に必要事項を記入し、市長に提出することにより給付金の支給を申請するものとする。

6 市長は、基準日以降において第3条第3項に規定する給付金に該当する世帯があることを確認したときは、当該世帯の世帯主に対し、物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給申請書兼請求書(様式第5号。以下「こども加算分申請書」という。)を送付するものとする。

7 第3条第3項に規定する給付金を受けようとする支給対象者は、こども加算分申請書に必要事項を記入し、市長に提出することにより給付金の支給を申請するものとする。

第6条を次のように改める。

(給付金の支給等)

第6条 市長は、第5条に規定する給付金の申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により第3条第1項第1号に規定する給付金の支給を決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金支給決定通知書兼支払通知書(様式第6号)により当該申請者に通知し、給付金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により第3条第1項第1号に規定する給付金について、支給しないことを決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金不支給決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により第3条第1項第2号に規定する給付金の支給を決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)支給決定通知書兼支払通知書(様式第8号)により当該申請者に通知し、給付金を支給するものとする。

5 市長は、第1項の規定により第3条第1項第2号に規定する給付金について、支給しないことを決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)不支給決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

6 市長は、第1項の規定により第3条第3項に規定する給付金の支給を決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給決定通知書兼支払通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

7 市長は、第1項の規定により第3条第3項に規定する給付金について、支給しないことを決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)

不支給決定通知書（様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

第8条第1項中「第5条第4項」を「第5条第9項」に改める。

様式第5号を様式7号とし、同様式の次に次の4様式を加える。

物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）
支給決定通知書兼支払通知書

様

久喜市長

久喜市物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱第6条第4項の規定により、給付金の支給について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 世帯主（申請・受給者）氏名
- 2 支給金額
10万円
- 3 振込情報

振込予定年月日			
		年	月 日
振込	金融機関名	口座種目	店名
口	口座番号		
座	口座名義人		

【注意事項】

- ・市が支給決定をした後、申請書等の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、また、令和6年5月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されません。
- ・給付金の支給後、申請書等の記載事項について虚偽があることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求められます。
- ・本給付金は、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約となるため、行政処分には該当しません。

久 第 号
年 月 日

物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）不支給決定通知書

様

久喜市長

久喜市物価高騰対応重点支援給付金実施要綱第6条第5項の規定により、給付金の不支給について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 世帯主（申請・受給者）氏名
- 2 不支給理由

【注意事項】

- ・給付金は、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約となるため、行政処分には該当しません。

物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）支給決定通知書兼支払通知書

様

久喜市長

久喜市物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱第6条第6項の規定により給付金の支給について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 世帯主（申請・受給者）氏名

2 支給金額
万円

3 振込情報

振込予定年月日				年	月	日
振 込	金融機関名	口座種目	店名			
口	口座番号					
座	口座名義人					

【注意事項】

- ・市が支給決定をした後、申請書等の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、また、令和6年5月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されません。
- ・給付金の支給後、申請書等の記載事項について虚偽があることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求められます。
- ・本給付金は、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約となるため、行政処分には該当しません。

久 第 号
年 月 日

物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）不支給決定通知書

様

久喜市長

久喜市物価高騰対応重点支援給付金実施要綱第6条第7項の規定により給付金の不支給について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 世帯主（申請・受給者）氏名
- 2 不支給理由

【注意事項】

- ・給付金は、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約（民法第549条）となるため、行政処分には該当しません。

様式第4号を様式第6号とし、様式第3号の次に次の2様式を加える。

現住所

世帯主氏名

様

久喜市長

物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割りのみ課税世帯分)支給要件確認書

久喜市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割りのみ課税世帯分)について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者と思われるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年5月31日までに、この確認書を返送してください。

この支給決定後、世帯に18歳以下(平成17年4月2日以降に生まれた)の子どもがいる場合、別途子ども加算のお知らせを追加で通知いたします。

Table with 2 columns: 支給方法 (口座振込), 支給日 (確認書を受領した日から概ね1か月以内), 支給口座, 支給額 (100,000円)

世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
□ 他自治体で世帯主として10万円の給付金は受給していません。

※チェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は本給付金の受給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記の記入内容に相違ありません。

Table with 5 columns: 世帯主氏名, 確認日 (年 月 日), 日中に連絡可能な電話番号

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ① 下記の口座への振込を希望します。(通帳等のコピーが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※①を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関の口座が確認できる書類を添付してください。

Table for account information with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ), 金融機関番号, 店番号, ゆうちょ銀行, 通帳記号, 通帳番号, 口座名義(カナ)

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、久喜市社会福祉課社会福祉係(0480-22-1111)までお問い合わせください。

- ② 下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座への振込を希望します。(通帳等のコピーは不要)

□ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)

※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。

- ③ 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等のコピーは不要)

※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）			確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。
			世帯主氏名	署名

振込先金融機関口座確認書類の貼付欄
 (受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードのコピー)

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

本人（代理人）確認書類の貼付欄
 ※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等のコピー（いずれか1つ）
 ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合又は代理人が確認（受給）する場合には提出してください

様式第5号（第5条関係）

物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）支給申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

久喜市物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第5条第6項の規定により下記のとおり申請します。

（※ この申請書は、久喜市において支給の決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。）

記

1 交付申請額 金 円

2 支給の対象となる児童

(フリガナ) 氏 名	現住所地	生年月日	続柄
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	
(フリガナ)		年 月 日	

※ 申請者と別世帯である場合は、児童の住所地在確認できる資料の写しを添付すること。

3 同意事項

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合又は支給要件に該当しなかった場合は、給付金を速やかに返還します。
- (2) 給付金の支給について審査を行うため、市が公簿等の確認を行うこと又は必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、また、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

※ 上記について確認のうえ、同意します。

署名 _____

4 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 ※ゆうちょ銀行の場合は店番
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。